

	<h2>練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例を制定しました</h2>
と き	6月22日（水）公布・施行
<p>「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」が、21日に閉会した令和4年練馬区議会第二回定例会にて全会一致で可決され、22日から施行された。</p> <p>この条例は、障害者一人ひとりに合ったコミュニケーション手段を充実することで、障害者の社会参加を進め、誰もが暮らしやすい地域社会を目指すもので、聴覚障害や視覚障害、知的障害、高次脳機能障害等の障害当事者や障害者団体などから意見を伺いながら作成した。障害者一人一人の特性に応じた、手話言語を含む様々な意思疎通手段を対象としていることが特徴。</p> <p>検討に参加した障害当事者等からは、「各障害に対する意見がしっかり反映されている内容で、とても良いと思う。」などの声が寄せられている。</p> <p>区は、23区初の取組であるICTを活用した情報支援機器の利用支援や区が発送する全ての封筒への音声コードの添付など、障害者の意思疎通支援の充実に取り組んでいく。</p>	

【条例のポイント】

障害者一人一人の特性に応じた、手話言語を含む様々な意思疎通手段を対象としていることが特徴。

- ① 手話や要約筆記、点字、図、写真などに加え、スマートフォンなどの情報支援機器を活用し、コミュニケーションの幅を広げる支援を行う。
- ② 手話は、手指や体の動き、顔の表情などを組み合わせた、ろう者にとって大切な「言語」であることを広める。
- ③ 地域やお店などで障害者とのコミュニケーションが円滑になるよう、区民や事業者と協働で取組を進める。

【令和4年度に開始する意思疎通支援の取組】

- ① 全ての庁内窓口で、手話オペレーターによる遠隔手話通訳を実施
- ② 区から送付する600万通を超える封筒に、送付物に関する情報が入った音声コードを添付（全ての封筒に添付するのは23区初）
- ③ ICTを活用した情報支援機器の相談・体験や貸出、操作方法のサポート等を開始（23区初）
- ④ 区民・事業者向けに、様々な生活場面ごとに、障害特性や対応法の具体例を示した障害者とのコミュニケーションガイドブックを作成し、ガイドブックを活用した講座を実施

※各事業の詳細は、別添資料のとおり

【障害当事者等からの意見】

聴覚障害や視覚障害、知的障害、高次脳機能障害など 16 の障害者団体へのヒアリングや障害当事者で構成される「(仮称)意思疎通条例検討部会^{*}」での検討を通じて、条例に盛り込む内容や関連事業について検討を行った。

検討に参加した方々からは、「各障害に対する意見がしっかり反映されている内容で、とても良いと思う。」「手話言語について今回の条例で取り上げることに感謝する。」などの制定を喜ぶ声や、「障害のある方が、それぞれコミュニケーションに困難を抱えているということを区民に広げていくことが重要」「誰にとっても暮らしやすくなる取組だとよい。」など、今後の具体的取組に期待する声が寄せられている。

※学識経験者、障害当事者やその家族、障害福祉サービス事業者、教育関係者、就労関係者等により構成される「練馬区障害者地域自立支援協議会」の専門部会

【問合せ】

練馬区 障害者施策推進課 事業計画担当係

電話 03-5984-4602